

バス停留所標識に添架する広告物について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

Q 道路上に広告物を設置することはできますか。

A 直轄国道上においては、地域において行っている公共的な取組み（道路の清掃や美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備または維持管理、防災・観光情報等の公共的な情報の発信など、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与する活動）を行う場合であって、かつ、当該取組みに要する費用の一部に充当する場合に、広告物を設置できる仕組みがあります※。

※ 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 22 号国土交通省道路局長通知）

Q その仕組みを創設した経緯はどのようなものでしょうか。

A 地域において自主的に道路利用者の利便性向上や、魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みが増加しており、また、地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントを実施することで、地域の活性化等に取り組もうとする事例もあります。そのような取組みが高い公共性を有する一方で、必要な費用が不足するケースがあり、道路空間において広告物を設置することに対する社会的なニーズが高まってきていることを背景に、現在のスキームを創設しました。

Q 広告物の設置が主たる目的ではないということでしょうか。

A 道路利用者の利便性の向上、賑わいの創出等に寄与する地域における公共的な取組みを行う場合、その取組みが高い公共性を有する一方、それに要する費用が不足し、そのための費用を捻出する手段が他にないなどの場合に、広告料を充当するために道路上への広告物設置を認めることとしております。

なお、地域における公共的な取組みに要する費用の全てを広告料によりまかなうことは当仕組みの趣旨ではなく、道路管理者としては、広告物が必要以上に設置され、道路環境や景観に支障が生ずることがないように、十分配慮する必要があります。

Q その広告料を充当する物件は決まっていますか。

A 街灯、ベンチ、バス停留所に設置される上屋、公共サイン、路上変圧器、バス停留所標識などに充当する取組を行っています※。

※ 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 24 号国土交通省道路局路政課長通知）

Q 今回は、このうちバス停留所標識へ広告物を添加することを可能とした背景などを教えてください。

A バス事業は地域にお住まいの方々の移動手段として重要な役割を果たしており、また近年訪日外国人

旅行者への対応をはじめ、日常生活や地域の活性化に欠かせない重要な公共交通機関です。その中でバス停留所標識は欠かすことのできない施設です。

これまでもバス停留所標識に広告物を添加することは可能でしたが、その規格が限定的となっていました。地域にとって重要な役割を持つバス停留所標識の整備・維持管理を行うことは、公共交通機関を利用する道路利用者の利便性向上にも寄与するものであり、またデジタルサイネージへの対応等今の時代に合った内容とするため、今回、新たにバス停留所標識への広告物添加の制度を改正しました。

Q 今回の改正の特徴は何でしょうか。

A これまでは、広告の大きさがバス停留所標識の3分の1以下、設置できるバス停留所標識の規格も定められていました。一方で、バス停留所標識の規格については、上記でも申し上げた訪日外国人旅行者への対応のための多言語表示や、またバス停留所標識をデジタルサイネージ化するなどの取組がありますが、これらの取組を行うにはバス停留所標識の規格が変わり、整備費・維持費が高額となるため、広告物及びバス停留所標識の規格の範囲を広げ、広告料収入を整備費・維持費に充てることを前提に、広告物の添加を可能としました。

Q 広告物を添加する場所の決まりはありますか。

A 仕組み上決まりはありませんが、各道路管理者の判断によりますので、該当の道路管理者までお問い合わせください。

Q 広告物の掲示内容について決まりはありますか。

A 広告物の色彩等は、信号機や道路標識に類似し、これらの効用を妨げないものとしています。また、車両の運転者に影響を及ぼさないため反射材式ではないこと、表示内容は公序良俗に反するものではないこと、屋外広告物条例の許可を受けたものである必要があります。